

「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準 を定める条例」の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

- 児童福祉法第45条第1項において、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。
また、同条第2項において、条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業者およびその員数等については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については同省令で定める基準を参酌するものとされている。
- 当該厚生労働省令で定める基準として、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「基準省令」という。)が定められており、この基準省令が見直されたことに伴い、本県条例についても所要の見直しを行うもの。

2. 国の基準省令改正の概要

- 専門職大学の制度創設に伴うもの
 - ・学校教育法の一部改正による専門職大学の制度創設に伴い、母子生活支援施設に置く母子支援員、児童厚生施設に置く児童の遊びの指導員については、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者および養成学校等を卒業した者とされていたところ、当該卒業した者に専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととされた。
- 児童指導員の資格要件の拡大に伴うもの
 - ・児童養護施設等に置かれる児童指導員については、小学校、中学校等の教諭の免許状を有する者とされていたところ、「幼稚園の教諭」の免許状を有する者が新たに追加された。



これに伴い、「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」についても、所要の改正を行うもの

3. 施行日

平成31年4月1日

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童指導員の資格要件に幼稚園の教諭を追加するとともに、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正による専門職大学の制度の創設に伴い、母子支援員等の資格要件に係る当該大学等を卒業した者の取扱いを明確にするため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が改正されたことから、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 母子生活支援施設に置く母子支援員の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を含めることとします。（別表第 4 関係）
- (2) 児童厚生施設に置く児童に遊びを指導する者の資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を含めることとします。（別表第 6 関係）
- (3) 児童養護施設に置く児童指導員の資格要件に幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加することとします。（別表第 7 関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p> 乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p> (1) 前項第1号の乳児院</p> <p> アからキまで 省略</p> <p> ク 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ（ア）、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p> (2)から(5)まで 省略</p> <p>3から7まで 省略</p> <p>別表第4（第6条関係）</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p> 乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p> (1) 前項第1号の乳児院</p> <p> アからキまで 省略</p> <p> ク 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ（ア）、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。）<u>（短期大学を除く。）</u>において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p> (2)から(5)まで 省略</p> <p>3から7まで 省略</p> <p>別表第4（第6条関係）</p>

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(6)まで 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者

イからオまで 省略

(8) 省略

3から5まで 省略

別表第5 省略

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とする。

アからエまで 省略

オ 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、義務教育学

母子生活支援施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(6)まで 省略

(7) 母子支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項第1号に規定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設（以下「養成学校等」という。）を卒業した者 （学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）

イからオまで 省略

(8) 省略

3から5まで 省略

別表第5 省略

別表第6（第6条関係）

児童厚生施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 省略

(2) 児童に遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者とする。

アからエまで 省略

オ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育

校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者
カ 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（設置者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、知事）が適当と認めたもの

(ア) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(イ) 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(ウ) および (エ) 省略

3 および 4 省略

別表第7（第6条関係）

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(7)まで 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とする。こと。

学校、高等学校または中等教育学校の教諭の免許状を有する者
カ 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（設置者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、知事）が適当と認めたもの

(ア) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(イ) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(ウ) および (エ) 省略

3 および 4 省略

別表第7（第6条関係）

児童養護施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(7)まで 省略

(8) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者とする。こと。

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

カからクまで 省略

ケ 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの

コ 省略

(9) 省略

3から7まで 省略

別表第8 (第6条関係)

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(5)まで 省略

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。オにおいて同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

カからクまで 省略

ケ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

コ 省略

(9) 省略

3から7まで 省略

別表第8 (第6条関係)

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(5)まで 省略

(6) 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する

であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3から8まで 省略

別表第9から別表第11まで 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(4)まで 省略

(5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとする。

(6) 省略

3から5まで 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。

3から8まで 省略

別表第9から別表第11まで 省略

別表第12（第6条関係）

児童心理治療施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1)から(4)まで 省略

(5) 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、個人および集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものとする。

(6) 省略

3から5まで 省略

別表第13（第6条関係）

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)から(5)まで 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

オからキまで 省略

ク 学校教育法の規定による小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7)および(8) 省略

2から4まで 省略

別表第14 省略

(1)から(5)まで 省略

(6) 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者とする。

アからウまで 省略

エ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。エにおいて同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者または同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは児童福祉事業等従事期間が2年以上であるもの

オからキまで 省略

ク 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、児童自立支援事業に従事した期間が1年以上であるものまたは教員としてその職務に従事した期間が2年以上であるもの

(7)および(8) 省略

2から4まで 省略

別表第14 省略